

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年6月21日

香川県監査委員 三谷和夫
 同 大西均
 同 高田良徳
 同 新田耕造

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について 駐在所報償費の支出について、債権者の住所を誤って記載していたものがあつた。（三豊警察署）</p> <p>イ 契約について 冷暖房機器保守点検及び整備業務を随意契約で締結するに当たり、2者以上の者から見積書を徴収する必要があつたが、1者が辞退したため、他の1者から見積書により契約の相手方を決定していた。（琴平警察署）</p>	<p>ア 支出について 誤って記載していた債権者の住所を正当な住所に訂正した。</p> <p>イ 契約について 今後は、辞退した者を除き、複数の者から見積書を徴収することとする。 今年度は、複数の者から見積書を徴収することが困難と認められたため、公募により契約の相手方を決定した。</p>
検討指示事項	<p>ア 支出について 検視などに立ち会った医師に対する謝金について、医師が所属する医療法人等へ支払うこともできるよう明記するなど、取扱要領の見直しを検討する必要がある。（捜査第一課）</p>	<p>ア 支出について 検視などに立ち会った医師又は医師の所属する医療法人等へ支払うことができるように取扱要領を見直した。</p>